

町田市介護給付適正化計画(2021年度～2023年度)

NO	事業名	概要	現状 (2020年度の実施状況)	課題	実施内容(目標)		
					2021年度	2022年度	2023年度
1	要介護認定の適正化	全国一律の基準に基づいた要介護認定が適正に行われるよう、調査能力を向上するための研修や審査会委員の研修を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員新規研修を年3回行い、感染症拡大防止の観点から分散受講できるように研修方法の見直しを行いました。 年5回の認定調査員出張研修を、新規研修の増回にあわせ、2020年度は年6回と実施回数を1回増回しました。 認定調査員現任研修を年2回行い、オンラインで実施し、昼・夜にそれぞれ同内容の研修を実施しました。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、審査会委員対象の全体研修は中止となりました。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員の中で、調査回数が多い方と少ない方で調査能力にばらつきが生じるため、認定調査員の能力の向上及び平準化を図る必要があります。 審査会間で判定基準のばらつきが生じるため、審査の判定基準・考え方を審査会委員間で情報共有を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員の新規研修を4回、認定調査員出張研修を4回、現任研修を2回、審査会員研修を1回開催します。 合議体間の平準化及び東京都・全国と比較したばらつきの解消を図るため、研修方法等の検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員の新規研修を4回、認定調査員出張研修を4回、現任研修を2回、審査会員研修を1回開催します。 2021年度の検討結果を踏まえた研修等を実施し、アンケート等でばらつき解消に向けた更なる取組方法を検討をします。 	<ul style="list-style-type: none"> 認定調査員の新規研修を4回、認定調査員出張研修を4回、現任研修を2回、審査会員研修を1回開催します。 2022年度の検討結果を踏まえた研修等を実施し、アンケート等でばらつき解消に向けた更なる取組方法を検討をします。
2	ケアプラン点検	ケアマネジャーの作成するケアプランが、自立支援に資する適切なケアプランになるよう、ケアマネジメント勉強会を開催します。町田市では、主任介護支援専門員と連携し、ケアマネジャーが気づきを得るという意味で、「ケアマネジメント勉強会」という名称で実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> 町田市で「新たに指定を受けた事業所等」に8事業所、市内5圏域（高齢者支援センター）で42事業所に対して、ケアマネジメント勉強会を実施しました。 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、勉強会を中止したことにより、2020年度は50事業所と、2019年度の実施件数62事業所と比べて、実施件数が12事業所減少しました。 各圏域で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン及び書面にて勉強会を開催しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 更なるケアマネジメントの質の向上のため、国民健康保険団体連合会から提供される介護給付適正化関連システム等の情報を活用し、対象事業所を選定することで、実施事業所の拡充を図る必要があります。 各圏域でより効果的なケアマネジメント勉強会を実施するため、圏域間で情報共有等を深める必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 町田市で12事業所、市内5圏域（高齢者支援センター）で60事業所を対象にケアマネジメント勉強会を実施します。 町田市分では、「新たに指定を受けた事業所」に加え、介護給付適正化関連システム等から、「区分支給限度基準額が上限額に近いケアプランを作成している事業所」を抽出し、対象事業所としてケアマネジメント勉強会を実施します。 主任介護支援専門員協議会にて、各圏域のケアマネジメント勉強会の課題や好事例等の情報共有を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町田市で12事業所、市内5圏域（高齢者支援センター）で60事業所を対象にケアマネジメント勉強会を実施します。 町田市分では、2021年度の実施対象事業所に加え、「ケアプランに特徴がある居宅介護支援事業所」の傾向を分析し、選定方法を検討します。 主任介護支援専門員協議会にて、各圏域のケアマネジメント勉強会の課題や好事例等の情報共有を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 町田市で12事業所、市内5圏域（高齢者支援センター）で60事業所を対象にケアマネジメント勉強会を実施します。 町田市分では、2022年度の選定方法の検討結果を踏まえ、新たな対象事業所の、勉強会を実施します。 主任介護支援専門員協議会にて、各圏域のケアマネジメント勉強会の課題や好事例等の情報共有を行います。
3	住宅改修・福祉用具点検	利用者の身体状況や家屋状況に合わせた住宅改修・福祉用具の利用を促進するため、有資格者（建築士、作業療法士、理学療法士）と住宅改修アドバイザーの委託契約を行い、適正な改修ができるように助言・提案を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、派遣件数が2021年2月末時点で166件と、2019年度2月末時点の195件と比べ、29件減少となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修アドバイザー制度の利用促進のため、ケアマネジャーなどに周知を行う必要があります。 利用者の自立支援に資するサービス提供となるよう、軽度者における福祉用具貸与の申請の際に、リハビリテーション専門職が福祉用具貸与計画を点検する仕組み作りが必要となります。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修アドバイザー制度について、市内居宅介護支援事業所等にアンケートを取り、課題等を把握します。 軽度者における福祉用具貸与の際に、リハビリテーション専門職が福祉用具貸与計画を点検する仕組みを作り、モデル事業として年4回点検を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度にアンケートで把握した課題等を、住宅改修アドバイザー会議で共有し、改善を図ります。 2021年度に実施したモデル事業の結果を踏まえ、福祉用具点検を開始します。 	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度の実施アンケートで把握した課題等を、住宅改修アドバイザー会議で共有し、改善を図ります。 2022年度の福祉用具点検に加え、給付実績を活用した点検方法を検討します。
4	縦覧点検・医療情報との突合	国民健康保険団体連合会のデータをもとに、定期的に請求が誤っている可能性の高い事業所に確認を行い、適正な請求を促すため、以下の審査を行います。 縦覧点検では、介護保険の請求確定後に、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認して審査を行います。 医療情報との突合では、介護保険の請求確定後に、医療保険と介護保険の請求内容を合わせて確認し審査を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会から送付されるデータをもとに、介護保険の請求が誤っている可能性が高い帳票（縦覧点検は8種類、医療情報との突合は2種類）を確認しました。また、請求誤りの場合は、請求を取り下げ、正しい請求額で再請求するよう事業所に促しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会から提供される帳票のうち、確認できていない帳票があるため、それらの帳票についての点検方法を検討し、実施につなげる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会のデータをもとに、縦覧点検・医療情報との突合を定期的に実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処理を行います。 縦覧点検できていない国民健康保険団体連合会のデータの点検方法を検討することで、点検範囲の拡充を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会のデータをもとに、縦覧点検・医療情報との突合を定期的に実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処理を行います。 縦覧点検できていない国民健康保険団体連合会のデータの点検方法を検討することで、点検範囲の拡充を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会のデータをもとに、縦覧点検・医療情報との突合を定期的に実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して、適切な処理を行います。 縦覧点検できていない国民健康保険団体連合会のデータの点検方法を検討することで、点検範囲の拡充を図ります。
5	介護給付費通知	利用中の介護サービスが、身体状況に適しているかを利用者自身に改めて確認していただくため、サービスの種類や費用等の利用状況を通知します。	<ul style="list-style-type: none"> 2020年7・8月のサービスの種類や費用等の利用状況について、約13,000通のハガキを送付し、お知らせしました。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付費通知を受け取った利用者が、サービス内容の確認や見直しを行う際にサポートしていただけるよう、ケアマネジャー等に本事業の周知を図る必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業について、ケアマネジャー等への通知及びホームページへの掲載を行い、周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業について、ケアマネジャー等への通知及びホームページへの掲載を行い、周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業について、ケアマネジャー等への通知及びホームページへの掲載を行い、周知を図ります。
6	給付実績の活用	適正なサービス提供を図るため、国民健康保険団体連合会からの給付実績情報を活用し、事業所の請求誤りについて、過誤調整後の請求が正しいか確認します。	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会から送付される帳票（1種類）を活用し、不適切な請求について事業所へ連絡し、過誤申立てを依頼しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会から提供される帳票のうち、確認できていない帳票があるため、それらの帳票についての点検方法を検討し、実施につなげる必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で把握した事業所の請求誤りについて、過誤後の請求が正しいかを確認します。 国民健康保険団体連合会から送付される給付実績の活用データについて、活用方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で把握した事業所の請求誤りについて、過誤後の請求が正しいかを確認します。 国民健康保険団体連合会から送付される給付実績の活用データについて、活用方法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 市で把握した事業所の請求誤りについて、過誤後の請求が正しいかを確認します。 国民健康保険団体連合会から送付される給付実績の活用データについて、適宜活用します。